

作成日：2011年1月5日

イスラエル国

特許庁の所在地

Israel Patent Office

The Technology Park, Bldg. 5,
Malcha, Jerusalem 96951,
Israel

P. O. Box 53420
Jerusalem 91533

TEL: 972 2 5651 795

FAX: 972 2 5651 616

E-mail: Michaelb@justice.gov.il

Website: www.patents.gov.il

目 次

<共通情報>

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体（連絡先）
6. 特許情報へのアクセス

<特許制度>

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (4) WIPO 設立条約 (WIPO 条約)
- (5) 世界貿易機関設立協定 (WTO)
- (6) 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定 (Nice Union)
- (7) 植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約)
- (8) 商品に関する虚偽の又は誤認を生じさせる願産地表示の防止に関するマドリッド協定 (Madrid Agreement)

2. 現地代理人の必要性有無

イスラエルに居住していない出願人は、特許登録局に対して業務をする資格を有する登録された代理人を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

The Israeli Patent Attorney Association
P. O. Box 13239,
Tel-Aviv 61131, Israel
Tel: 972 3 7109486
Fax: 972 3 5606405

4. 出願言語

英語です。

5. その他関係団体 (連絡先)

JETRO Tel-Aviv Office
8th Floor, Migdaley Aviv A,
48 Menachem Begin St.
Tel-Aviv, 66184, Israel

Tel: 972 3 688 1739
Fax: 972 3 537 9157

6. 特許情報へのアクセス

<http://www.justice.gov.il/MOJEng/RashamPatentim/>

<http://www.ilpatsearch.justice.gov.il/UI/>

検索方法等の詳細は不明です。

特許制度

1. 現行法令について

1967年特許法に基づく、2000年1月1日施行の改正法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

発明者の氏名及び住所、出願人の名称及び住所、優先権を主張する場合は、最初の出願の情報等を、記載します。

願書は現地代理人が作成します。従って、これらの情報を連絡する必要があります。

(2) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

(3) 明細書、クレーム及び要約 (Specification, Claims & Abstract)

(4) 必要な図面 (Drawings)

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から12ヶ月以内に提出する必要があります。

なお、優先権証明書の英訳文は、登録官から要求があった場合には、その要求された日から3ヶ月以内に、翻訳者の宣誓書を添付して提出する必要があります。

3. 料金表 (単位 : 新シェケル (NIS))

出願料金	1 1 6 2
異議申立て料金:	6 6 4
年金 :	
・ 第1年～6年度	1 4 6
・ 第7年～10年度	2 9 4
・ 第11年度～14年度	1 7 7 2
・ 第15年度～18年度	3 6 9 4
・ 第19年度～20年度	4 4 3 0
・ 20年分一括納付の場合	9 6 0 4

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査を行います。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておりません。

出願が Accept された後、出願内容が公衆の縦覧に供せられます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

必要な出願書類が提出されると、方式的要件、新規性や進歩性の有無が審査され、特許付与前の異議申立て制度が採用されています。

以下、不特許事由、新規性、審査手続きについて説明します。

(1) 不特許事由について：

以下の発明は、特許を受けることができません。

- ① 人体に関する治療や診断方法
- ② 単なる情報の提供にすぎないもの
- ③ 純然たる精神的方法にすぎないもの
- ④ コンピュータプログラム自体
- ⑤ 公序良俗に反する恐れのある発明

(2) 新規性について：

特許出願日（優先権主張の場合は、優先日）前に、世界のいずれかの場所で知られた発明は、新規性のない発明とされます（絶対新規性の採用）。

但し、一定の場合には、新規性は喪失しないものとみなされます。

① 特許を受ける権利を有する者の意に反して、発明が公表された場合。

この場合、出願人はその公表を知った日からできるだけ早期に出願をする必要があります。

② 出願日前6ヶ月以内に、特許を受ける権利を有する者又はその承継人が発明を公知にした場合。但し、この公表は以下のものであることが必要です。

- ・イスラエル国内での博覧会
- ・パリ条約の同盟国内における公に認められた博覧会

(3) 審査手続きについて：

① 対応出願国の先行技術の提出

実体審査開始前に、登録官から対応出願国における審査結果、引用された先行技術の情報を提出するよう指令が発せられます。

米国における Information Disclosure Statement に類似した制度です。

なお、この先行技術は、イスラエル出願が特許として許可されるまで提出する必要があります。

② 拒絶理由通知について

実体審査、即ち、新規性や進歩性について審査が行われます。

新規性等の特許要件を満たしていない場合、4ヶ月の期間を指定して拒絶理由通知が発せられます。

この期間は、料金納付を条件として、延長することができます。

イスラエルでは、簡易審査 (Modified Examination) と早期審査が採用されています。

- ・簡易審査とは、対応米国出願、EPC 出願や英国出願等において付与された特許に基づいて、イスラエル出願に特許を付与する審査をいいます。

イスラエル特許庁で独自に審査する必要がなく、早期に特許付与を目的としています。

- ・早期審査とは、第三者が特許出願に係る発明を実施している等の理由により、早期に特許の付与を請求する審査をいいます。

この請求には、特別な料金の納付が必要です。

(4) 出願が Accept された場合：

特許要件を満たしていると判断された場合、出願は Accept され、公告されます。

この公告に際して、出願内容が公表されます。

(5) 異議申立て：

出願内容が公告されると、その公告日から3ヶ月以内に何人も異議申立てをすることができます。

- ・異議申立てがあった場合には、異議申立書の副本が出願人に送達され、出願人は3ヶ月以内に答弁する必要があります。

(6) 不服申立て：

出願が拒絶された場合、また異議申立ての決定に対して、不服を有する者は拒絶又は決定の日から2ヶ月以内に地方裁判所に不服を申立てることができます。

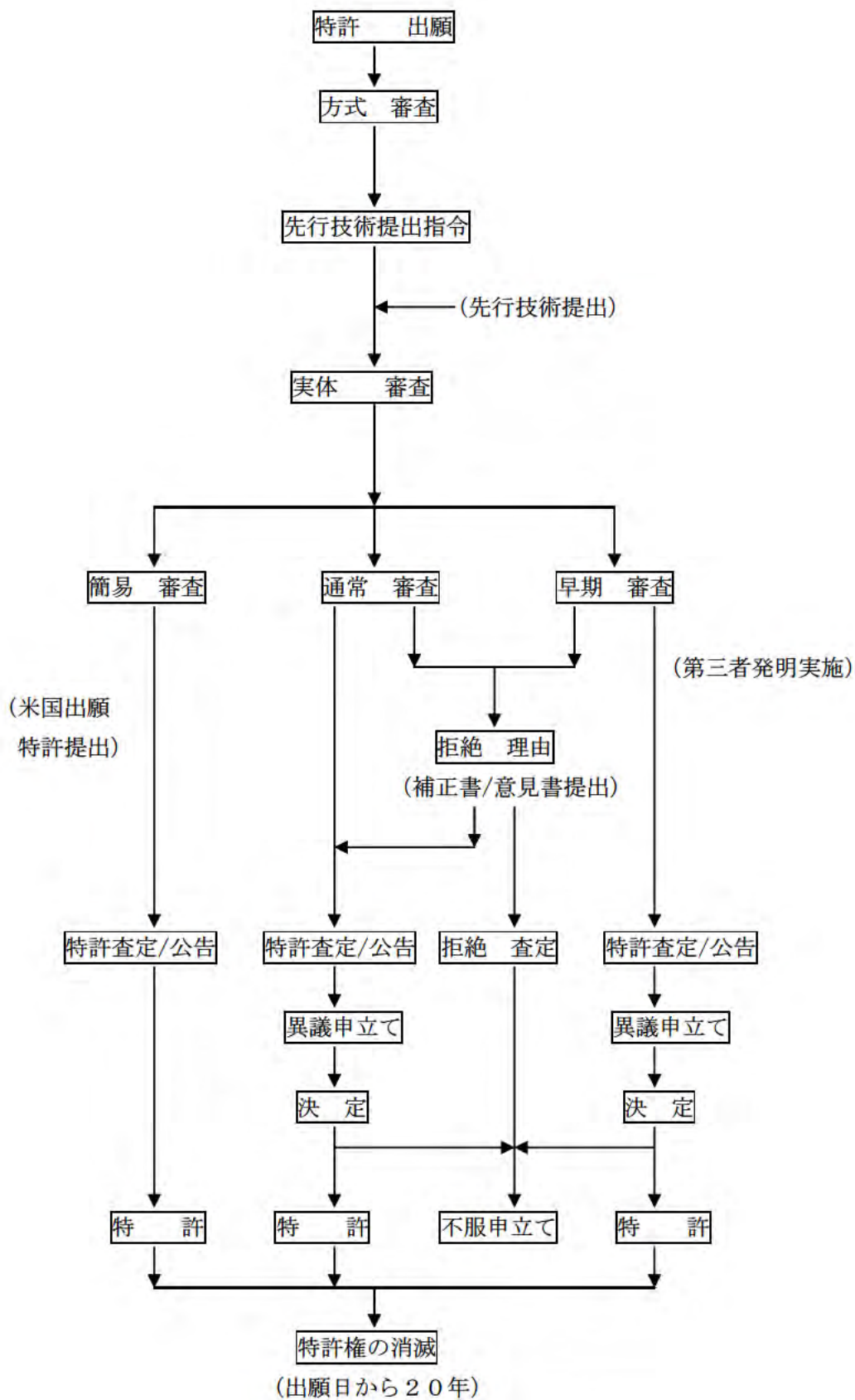
(7) 補正に関して：

出願人は、出願が Accept されるまで明細書等の内容について補正をすることができます。

(8) 分割出願に関して：

出願が Accept されるまで、自発的に分割出願をすることができます。

特許出願から特許権消滅までのフローチャート：



9. 特許権の存続期間

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から20年です。
- (2) 特許付与の日から3ヶ月以内に、最初の更新料金を納付する必要があります。
その後の更新料金は、出願日から6年、10年、14年、18年目に納付する必要があります。

10. PCT 国内段階移行手続

- (1) 時期：優先日から30月以内です。
- (2) 提出する書類：
国際出願の明細書等の英語による翻訳文の提出が必要です。
- (3) 優先権証明書の翻訳文：
優先権証明書の英訳文（翻訳者の宣誓書添付）は、登録官から提出要求があった場合に、提出する必要があります。

11. 出願（審査）に際し留意すべき事項

イスラエル国では、米国出願と同様な情報開示制度を採用し、出願人はイスラエル出願が登録されるまで、対応出願において引用された文献を提出しなければなりません。従いまして、対応出願に米国を含む場合には、米国出願に対して他国の引用例を提出すると同時に、イスラエル出願に対しても同時に引用例を提出することを勧めます。

意匠制度

1. 現行法令について

2000年1月1日付の改正法が適用されています。新意匠法の制定準備が進められているようですが、状況については不明です。

2. 意匠出願時の必要書類

イスラエルは、ロカルノ国際分類が適用されますので、その分類に従い意匠ごとに出願しなければなりません。一体として販売され使用される共通の特徴を有する一連の物品に適用される意匠については、一の出願とすることができます。

- (1) 願書：出願人の住所、名称、国籍。新規性に関する説明を記載することができます。
また、意匠に係る物品の用途、材質の明示も必要です。
- (2) 図面：意匠が明瞭に把握できる場合には、必ずしも6面図を提出する必要はありません。意匠を表現するために、断面図を提出することはできません。写真は、意匠を明瞭に表現することができる場合には、その提出が認められます。
- (3) 委任状（出願人の署名）
- (4) 優先権証明書（必要な場合）
- (5) 所定の手数料の納付

3. 料金表（単位：米国ドル）

(1) 出願	
*一区分	5 5
*区分加算	5 5
*組物 (Set of Articles)	1 1 0
(2) 登録公告	5 0
(3) 更新	
* 1回目（6年～10年）	1 1 0
* 2回目（10年～15年）	2 1 5
(4) 譲渡登録	6 5
(5) 名称変更	6 5

4. 料金減免制度について（存在する場合）

減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

意匠出願は実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

意匠出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されていません。

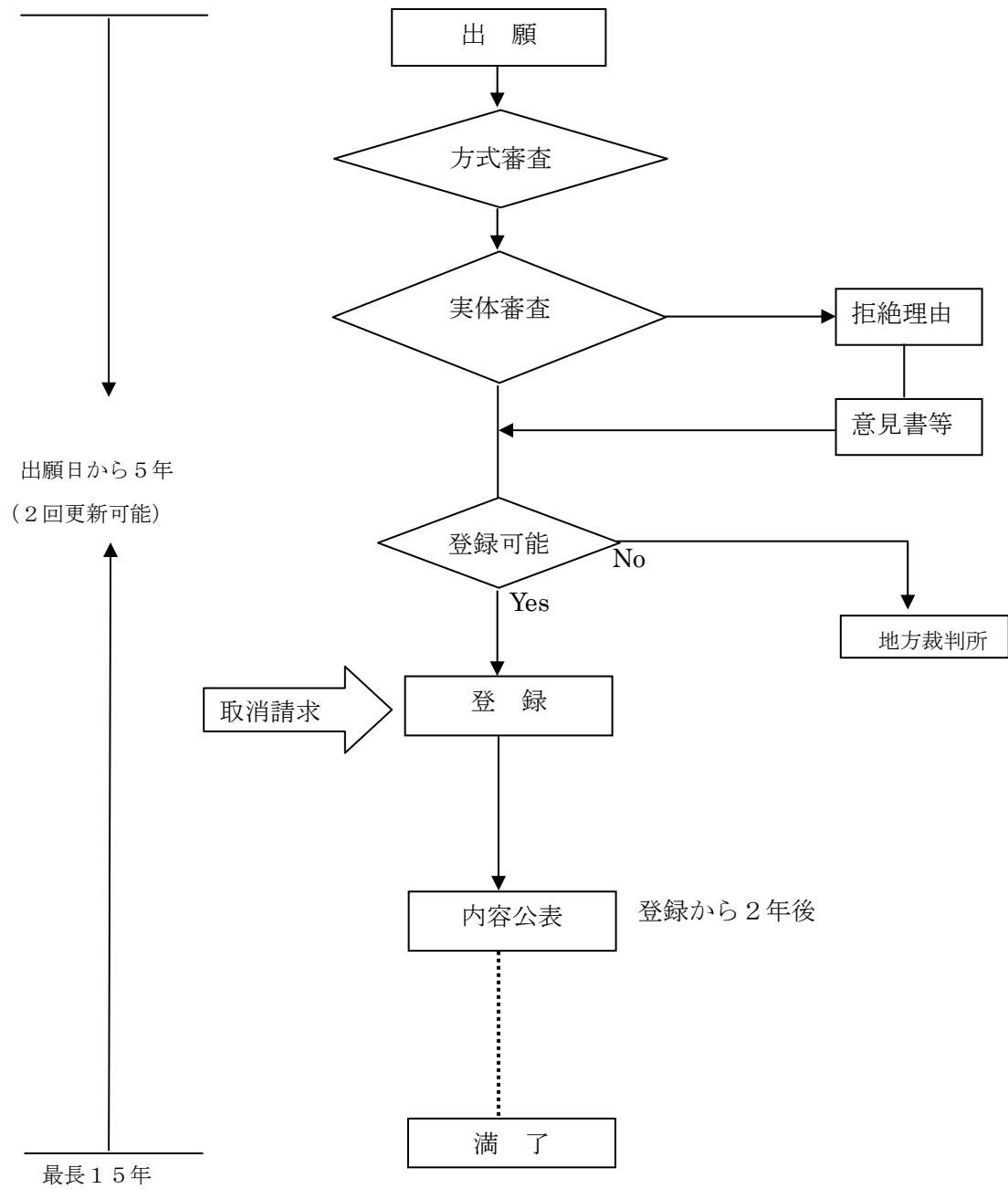
8. 出願から登録までの手続きの流れ

意匠出願については、方式審査及び新規性等の実体審査が行われます。意匠出願は、出願日から1年以内（最長3ヶ月延長可能）に登録される必要があり、この期間内に登録されない場合には放棄されたものとみなされます。したがって、特許庁から指令を受けた場合には速やかに応答すべきです。

意匠出願が登録官により拒絶された場合には、拒絶の通知から1ヶ月の間に口頭審理の請求ができ、請求しない場合は出願が放棄されたものとみなされます。口頭審理のあとの登録官の拒絶に対しては1ヶ月以内に地方裁判所に不服申立てができます。

登録要件としては、新規性、独創性が必要とされています。意匠出願前にイスラエル国内で公知となっていない意匠は新規性を有する意匠として登録を受けられます。登録意匠は、権利者の同意又は登録官若しくは裁判所の許可がなければ、登録後2年間はその内容は公開されません。

意匠登録に対する異議申立制度はありませんが、登録官に登録の取消の請求ができます（最高裁判所へ不服申立て可）。



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

存続期間は、出願日から5年間です。5年の存続期間は、更新出願により2回更新することができますので、最長で出願日から15年となります。更新出願は存続期間の満了までに行う必要があります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

11. 留意事項

(1) 意匠の定義

意匠とは、手工的、機械的又は化学的、工業的、又はこれらを組み合わせた方法、手段により物品に施される形状、輪郭、模様若しくは装飾という外観であって視覚のみで判断されるものをいいます。したがって、物品の組み立ての方法、原理、単なる機械的工夫にすぎないものは意匠として保護されません。

(2) 登録の取消し

登録要件に反して意匠登録された場合には、請求により意匠登録は取り消されます。取消し請求は、登録官又は裁判所に対して行います。

(3) 譲渡、ライセンス

意匠出願、意匠登録は譲渡することができ、また実施許諾（ライセンス）することも可能です。これらを有効にするためには登録することが必要です。

商標制度

1. 現行法令について

現在、2003年改正商標法が適用されています。イスラエルは、2010年9月1日付でマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）の加盟国となりました。

2. 商標出願時の必要書類

商標及びサービスマークの出願に必要な事項及び書類は以下のとおりです。商標、サービスマークの他に、団体商標、証明商標、色彩商標、立体商標の登録が可能です。

- (1) 願書：出願人の住所及び氏名（法人の場合は名称）。商品・サービスの表示及びそれらの属する区分（イスラエルはニース協定による国際分類を採用しています。マドリッド・プロトコルへの加盟に伴い、一出願多区分制が採用されました）。
- (2) 委任状（認証は不要です）
- (3) 商標見本 1通
- (4) 優先権証明書：出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。
- (5) 優先権翻訳：出願日から3ヶ月以内に、「宣誓付英語翻訳」を提出しなければなりません。

★イスラエルでは、商標は電子出願により行うことができます。

3. 料金表（単位：米国ドル）

(1) 調査	
*一区分	160
*区分加算	160
(2) 出願	
*一区分	400
*区分加算	400
(3) 期間延長	20
(4) 加速審査請求	190
(5) 異議申立	200
(6) 無効請求	200
(7) 更新	690
(4) 譲渡登録	80

4. 料金減免制度について（存在する場合）

料金の減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

商標出願は、識別性の有無等の実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

商標出願は出願公開されません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ

イスラエルでは、出願前に特許庁に対して商標調査の請求をすることができますが、その調査結果は特許庁を拘束するものではありませんので、調査結果と審査結果が同じになるとは限りません。

商標出願は方式審査を経て、識別性、先行商標との類否等の実体審査に付されます。識別性の判断には、商標の使用実績が考慮されます。また、善意の同時使用の場合には、条件付きで商標登録される場合もあります。先行商標と同一・類似の場合であっても、先行権利者の同意書があれば商標登録される可能性もあります。

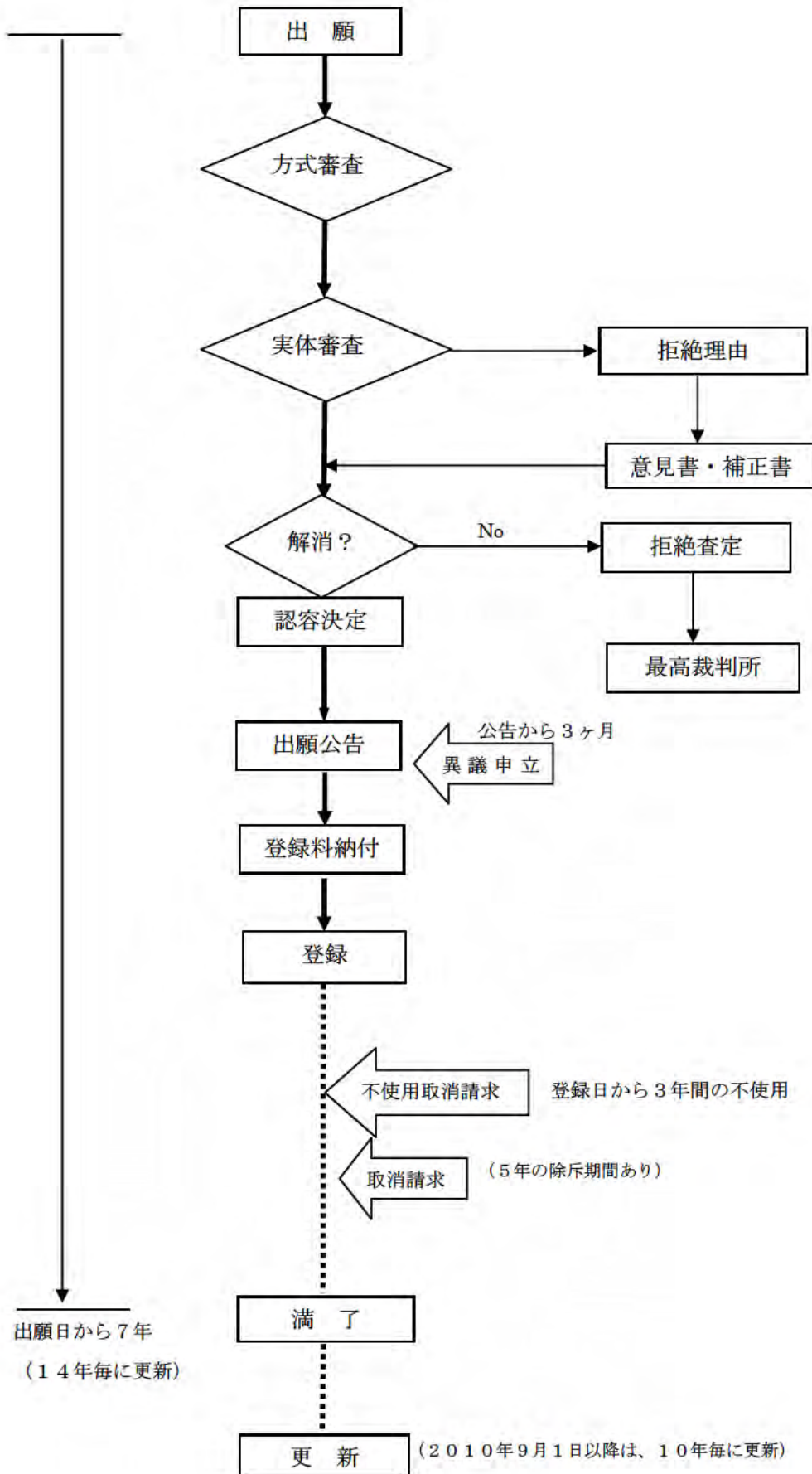
審査の結果、拒絶理由がある場合は出願人に通知され、拒絶理由に不服がある場合は、出願人は3カ月以内に意見書を提出することができます。拒絶査定となった場合は、最高裁判所に不服申立をすることができます。

商標出願が登録されるものと認められた場合、登録査定となり登録料を支払うと登録証が交付されます。

主な不登録事由は以下の通りです。

<不登録事由>

- 1 識別性のない標章
- 2 大統領との関係を推測させるおそれがある標章
- 3 公序良俗に反する標章
- 4 他人の先行商標と同一類似の標章
- 5 原産地を誤認させる標章



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

商標権の存続期間は出願日から7年です。存続期間は更新することが可能で、更新期間は、14年となっていますが、2010年9月1日からは、更新期間は10年となっています。なお、更新時の使用証明は必要ありません。

10. 出願時点での使用義務の有無

商標出願時点での使用義務はありません。但し、登録後には不使用取り消し制度が採用されています。

11. 保護対象

商標とは、識別性を有する標識とされていますので、文字、数字、単語、図案又は記号、立体、音響、触覚、芳香も商標登録の対象となります。文字商標の場合には、いかなる言語であっても商標登録の対象となります。

12. 留意事項

(1) 不使用取消制度

登録後3年間、商標が使用されていない場合には、利害関係人の請求により登録商標は取り消されることがあります。イスラエル国内で入手可能な外国の新聞での広告宣伝だけでは、十分な商標の使用とはみなされないようです。

(2) 登録取消制度

登録から5年以内に限り、不登録事由に違反したことを理由に、利害関係人は商標登録の取り消しを請求することができます。

(3) 国際登録

イスラエルは、2010年9月1日にマドリッド・プロトコルへ加盟しましたので、同日以降国際出願でイスラエルを指定することが可能です。マドリッド・プロトコルへの加盟に伴い、一出願多区分制が採用されました。

(4) 登録の併合

複数の商標登録は、単一の商標登録に併合することができます。併合の条件は、権利者が同一であること、商標が同一であること、出願日が同一であることです。